

臨時用水の開栓申込（工事用・用途変更）

●臨時用水の開栓申込（用途変更）

建物の新築や建て替え等工事のため水道をご使用になる場合は、臨時用水の使用開始として、下記の書類の提出（給水担当窓口）が必要です。（指定給水装置工事事業者を通じて）

- | | | |
|-----------------|-----------|---------|
| ① 誓約書（臨時栓） | 【様式第3号】 | } 4点セット |
| ② 開閉栓届 | 【別冊様式第1号】 | |
| ③ 新設給水装置竣工登録データ | 【別冊様式第2号】 | |
| ④ 位置図（※A4サイズ） | | |
- （様式は、大阪広域水道企業団HP内にあります）

●臨時用水の開栓及び一般用への用途変更の申込

建物の新築や建て替え等工事が終わり、竣工検査が完了した場合は、臨時用水の開栓及び一般用の開栓として、下記の書類の提出が必要です。（竣工検査時にあわせて手続きをします。）

- ① 開閉栓届（2部） 【別冊様式第1号】
- ② 新設給水装置竣工登録データ（改良工事は除く）【別冊様式第2号】
- ③ 位置図（※A4サイズ）
（様式は、大阪広域水道企業団HP内にあります）

※臨時用給水の運用にあたっての注意点

- ・開閉栓届に記載する「使用者」は、臨時用給水中の「使用者」になり、臨時用の水道料金と下水道への排水が必要になる場合は、水道料金とは別に下水道使用料金がかかります。
- ・当初、建築工事臨時用給水を予定しなかった場所で、その後、建築工事等の都合により必要になった場合は、その時点で臨時用水の開栓申込みをして下さい。
- ・建築工事場所に水道メーターが設置されていない場合は、指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事を申込み、水道メーターの設置工事を行い、竣工検査後に臨時用給水の使用となります。
- ・解体工事（概ね一週間程度）用で給水を希望される場合は、八尾水道センター開閉栓受付（☎072-923-6302）に連絡して下さい。